

登記

Vol.68

株式会社における 休眠会社等のみなし解散について

相馬登記司法・調査士事務所(監修 相馬計二)
司法書士 森川 泰夫

【プロローグ】

株式会社では長期間登記がされていない場合、休眠会社とみなされ、みなし解散と呼ばれる整理作業が行われる場合があります。平成26年度にも法務省により休眠会社等のみなし解散が行われました。

◎休眠会社の整理を行う理由

前回説明したように、会社法の規定により株式会社の取締役の任期は、最長でも10年とされ、取締役の変更・重任の場合にはその登記が必要となります。よって株式会社については、少なくとも10年に一度は、取締役の変更・重任の登記がされることとなります。

それゆえ長期間登記がされていないような株式会社は、すでに会社活動を廃止し、実体がない状態となつている可能性が高いとみられます。このような休眠状態の株式会社の登記をそのままにしておく、その休眠会社が犯罪に利用される等、会社登記制度に対する国民の信頼が損なわれることとなります。

そこで、株式会社については、最後の登記をしてから12年を経過しているものを休眠会社と定義し、整理作業(みなし解散)を行うこととしています。

◎休眠会社等の整理作業(みなし解散)について

法務省は昭和49年から平成14年の間、一部の例外を除き、5年おきにみなし解散を実施しました。その後は、平成18年施行の会社法が休眠会社の定義を「最後の登記から5年経過」から「12年経過」に変更したこと、平成26年11月17日に法務大臣による官報公告(右下参照)がなされ、約12年ぶりにみなし解散作業が実施さ

【官報公告】

●最後の登記をしてから12年を経過している株式会社は、「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要がある
●公告の日から2カ月以内に(平成27年1月19日までに)「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、また、登記の申請もされないときは、平成27年1月20日付けで解散したものとみなされる

れました。

官報公告に次いで、休眠会社に対して、管轄登記所から、平成26年11月17日付けで、法務大臣による官報公告の内容が記載された「通知書」が発送され、その後平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出を行わなかった休眠会社は、同月20日付けで解散したものとみなされ、登記官の職権で解散の登記が行われました。

今回のみなし解散では、登記されている株式会社約176万9000社のうち約8万6000社に対して通知書が郵送され、期日までに届出を行わなかった約7万8000社に対して職権で解散の登記が行われました。

なお、みなし解散の登記後3年以内に限り、「解散したもの」とみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によつて、株式会社を継続することができるとされています。

◎今後の留意事項

法務省は登記の電子化で事務手続きが容易になったことから、平成28年度からは毎年みなし解散を実施する、としています。

活動実体があるのに、管轄法務局からみなし解散の通知書を受領したような場合は、速やかに最寄りの司法書士に相談してください。

民事法

Vol.404

相続開始の26年後に 相続放棄申述を受理したケース

弁護士 高津 公子

【ご相談】

本誌2015年1月号に「相続開始の2年7カ月後に放棄申述受理」の事例がありますが、開始から10年以上経過した場合はどうでしょうか?

◎「相当の理由」の有無がカギに

「相続の開始があったことを知った時から3カ月以内」が放棄の申述期間ですが、実務では状況によりこの起算点を緩やかに解釈する場合があります。

1月号では、相続開始2年7カ月後に(長男の借財に亡父が連帯保証をした債務が長女らに法定相続された)事実が判明し、長女らが相続放棄申述を申し立てた事例を扱いました。家裁は熟慮期間(3月)経過で却下。即時抗告で高裁は「長女らは銀行から保証債務履行承諾書の提出要請で初めて債務の相続を知ったから熟慮期間の起算日は上記の日とすることが相当である」と原判決を取り消し、放棄申述を受理したというものです。これは最高裁二小 昭和59年4月27日判決(相続人が期間内の放棄をしなかったのが財産がまったく存在しないと信じた為であり且つこのように信じる相当な理由があるときは期間は相続財産の全部又は一部を認識した時又はしうべかりし時から起算する)を踏まえた判断です。

次に相続開始の26年後に放棄申述を受理した事例を紹介します。

九州某市で蒲鉾製造販売を営むXが昭和63年6月21日に死去。相続人は妻と三男一女でした。事業は妻が承継し、長男が手伝い、他は実家を離れて生活。X死去から間もなく、二男は妻(母)から「事業承継の融資を受ける関係で遺産(自宅と店舗)を分与できない」と相談され、



二男は了承しました。妻は事業を承継し、平成11年頃廃業。長男は平成20年9月4日死去しました。

他方で昭和50年8月22日、S県がK蒲鉾協業組合に対し、中小企業高度化資金1億8182万円を貸し付け、同日XはS県に対し連帯保証を約定。組合は平成25年4月22日破産手続開始決定で倒産しました。平成26年5月13日、S県から子3人に対し、Xの連帯保証債務の法定相続人として組合に対する貸付残金の償還(元金5077万2000円)に係る状況説明会開催の通知が届きました。3人は同年7月23日、S家裁K支部に相続放棄申述を申し立て、支部は期間経過で却下。即時抗告で高裁は昭和59年の前記最高裁判決を引用し、「Xの相続財産はすべて妻(母)が相続し子らに相続財産はなく相続債務もないと信じたことに相当な理由があるから期間は本件通知書を受領した翌日から起算すべきである」と原審判を取り消し、放棄申述を受理しました(福岡高裁 平成27年2月16日決定 判例時報2259号)。

ご相談の件は、放棄申述の遅れが相当な理由に基づくものか等状況により受理の可否が分かれるでしょう。

税務

Vol.362

マイナンバー制度について②

税理士不動産鑑定士
千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授 井出 真

【ご相談】

不動産会社を経営しています。マイナンバー制度が始まるようですが、従業員等のマイナンバーはどのように取り扱えばよいのか教えてください。

◎会社は、法律で定められた目的以外にマイナンバーを使うことはできない

マイナンバー（個人番号）を使って、行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などを、「個人番号利用事務実施者」といいます。これに対し、国等にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者（民間企業などを）を「個人番号関係事務実施者」といいます。例えば、税務署は前者で、税務署にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する会社等が後者となります。

マイナンバーは前回説明したように、①社会保障、②税金、③災害対策の手続き以外では使えません。これらの手続きに必要な場合を除き、会社が従業員や顧客等のマイナンバーを含む個人情報収集し、保管することはできません。例えば、単に社内資料として過去の業務状況を記録する目的で、マイナンバーを記載した特定個人情報ファイルを作成することはできません。なお、既存のデータベースにマイナンバーを追加することはできませんが、「個人番号関係事務」以外の事務で個人番号を利用することができないようにアクセス制御などを行う必要があります。

◎従業員等からマイナンバーを取得する際には本人確認が必要になる

会社が作成し、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票などには、従業員のマイナンバーを記載しなければなりません。そのために従業員か

らマイナンバーを取得する際には、正しい番号であることの確認（番号確認）と、現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が必要となります。具体的には、従業員に個人番号カードを提示してもらって確認します。なお、個人番号カードをまだ受け取っていない従業員は、通知カードと運転免許証などで行います。なお、将来的には、過去に本人確認を行って作成したファイルを使って、番号確認を行うことも認められます。

従業員の扶養家族の本人確認は、ケースにより手続きが異なります。例えば、所得税の年末調整では、従業員がその扶養家族のマイナンバーの提供を行うため、「従業員が扶養家族の本人確認を行う」必要があります。これに対し、国民年金の第3号被保険者の届出では、従業員の配偶者（第3号被保険者）本人が事業主に對して届出を行うので、会社が従業員の配偶者の本人確認を行う必要があります。従って、従業員が会社に届出をするには、「従業員が配偶者の代理人としてマイナンバーを提供する」こととなります。それ以外にも、報酬等の支払い調書を作成する際も支払先のマイナンバーを取得しなければなりません。

◎会社は、従業員等のマイナンバーを管理する義務がある

会社は、マイナンバーを含む特定個人情報の漏えい等を適切に管理するために必要かつ適切な安全管理措置を講じる必要があります。

特定個人情報等を取り扱う従業員に対して、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。また、特定個人情報の取扱いを明確化し、担当者が変わったときは確実な引継ぎを行い、責任ある立場の者が確認しなければなりません。

正しい取引のために

Vol.350

ゲストハウスの漏水等が隠れた瑕疵に当たるとして、買主による損害賠償請求が一部認められた事例

（二財）不動産適正取引推進機構

【ケース】

Xは、Yとの間で、Y所有の土地建物の売買契約を締結しました。本件売買契約書には、「売主は本物件を現状有姿のまま売り渡す」とする特約がありました。

本件建物は、外国人留学生らのゲストハウス（寄宿舎）として賃貸されており、Xは、売買契約の際に、Yと以下の約定等のある管理委託契約を締結しました。①Yは、入居者募集、入居者の管理等に関する業務を行う。②Yは、Xに本件建物の使用料（賃料保証）として月80万円を支払う。③本件管理委託契約が解除された場合、Yは、賃借人退出と現状回復及び清掃費用を負担する。

Xは、購入に先立ち本件建物の外観および一部の共用部分は見ましたが、その他の部屋の内覧はしませんでした。Yは、上記②の使用料240万円（3カ月相当）を支払わず、本件管理委託契約は解除され、Xは、賃借人を退去させた上、屋上からの雨漏りによる床および壁のカビの被害その他の瑕疵の改修工事、現状回復工事および清掃等を実施しました。

Xは、Yに対し、瑕疵修補および現状回復工事費用990万円、未払使用料240万円等合計1488万円余の支払いを求めて提訴しました。

【解説】

裁判所は次のように判示し、Xの請求を一部認容しました。

(1)YがXに対し本件建物の内覧を妨害したと認めるに足りる証拠はない。Yは、Xが内覧をしても判明し得なかったような瑕疵については責任を負うが、外観、内観上の汚れ、破損等につい

てまで責任を負うと解することはできない。

(2)屋上部分の防水の欠陥等は、内覧によって発見、確認することは困難であり、留学生らへの賃貸の間も、補修する必要があることは明らかであるから、Yは瑕疵担保責任を負うと解するのが相当である。

(3)本件管理委託契約は終了し、留学生らも全員退去をしているのであるから、残置物については、現状回復義務の履行としてYが処理すべきものと認めるのが相当である。これに対し、カビ等による部屋の汚れについては、内覧によって判明し得るものであって、現状有姿で買い受けた以上、X自らが対応すべきものというわけではない。(4)Xの請求は、隠れた瑕疵および現状回復による損害697万円余、使用料240万円の支払いを求める限度で理由がある（東京地裁平成26年7月16日判決）。

【総評】

買主が物件の状況を適正に内覧することは、引渡後のトラブルを避けるためにも重要といえます。本件は、内覧の重要性を強調する事例とも考えられ、宅建業者としても留意すべきケースといえます。

